

令和 2 年 3 月 4 日衆議院法務委員会理事懇談会からの御要請について

令和 2 年 3 月 5 日
法務省

標記について、別添のとおり回答いたします。

- 「検察官には国家公務員法の勤務延長規定は適用されない」という過去の政府見解の存在を法務大臣が知った時期

(回答)

1 結論

本年1月17日から同月24日にかけて関係省庁と協議を行うに当たり、勤務延長制度の導入当時の解釈を含め、必要な説明を事務方から受けており、検察官には勤務延長制度は適用されないとの従前の解釈を認識していた。

2 2月10日の答弁について

御指摘は、山尾議員からの「そうすると、この過去の政府見解は、これは間違いであるという趣旨ですか。」との質問に対し、「今御指摘いただいたことについては承知しておりません」と答弁したものを指すと思われる。

同答弁は、その存在を当日指摘された昭和56年当時の国会議事録について、「議事録については詳細を存じ上げておりません。」等の答弁を行った上で、同議事録についての認識を述べたものであり、検察官には勤務延長制度の適用はないとの従前の解釈を知らなかったという趣旨で答弁したのではない。

3 2月19日の答弁について

御指摘は、山尾議員からの「昔は適用外というふうに理解していたんだ、それが見解だったんだということを知ったのはいつですか。」との質問に対し、「人事院からお考えが示されたときでございますので、先ほど御答弁を申し上げましたけれども、1月の下旬でございます。」と答弁したものを指すと思われる。

同答弁は、それまで繰り返し質問されていた解釈変更を行った時期を質問されたものと思い、人事院からの回答が示された1月下旬である旨答弁したものである。

同答弁については、2月26日の玉木議員との質疑の際に、質問と答弁が食い違っていたことをお詫びしている。

なお、2月19日においても、御指摘の答弁の後の質疑の際、従前の解釈をいつ知ったかに関し、人事院の回答が示されたときとは答弁しておらず、「当時の解釈については必要な説明を受けて認識をしておりました。」と答弁しているところである。

○ 安倍政権として、検察官に国家公務員法の勤務延長規定が適用されるようになったと考える時期

(回答)

1 結論

本年1月17日から同月24日にかけて、関係省庁と協議を行い、最終的な結論を得たものである。

2 御指摘の答弁

(1) 2月10日の答弁

御指摘は、山尾議員からの「国家公務員法に定年と定年延長という定年制度が入ったときに突然検察官も定年延長ができるようになった、そういう主張ですか。」との質問に対し、「昭和56年の国家公務員の法改正が60年に施行されておりますので、そのときに、制度が入ったときに勤務延長の制度が検察官にも適用されるようになったと理解しております。」と答弁したものを指すと思われる。

(2) 2月20日の答弁

① 御指摘は、後藤議員からの「検察官の勤務延長が可能になったのは一体いつからなんですか。昭和60年からなんですか、それともことしの1月からなのか。どちらなのかはっきりしてください。」との質問に対し、「今般、政府統一見解として、1月24日に勤務延長が可能になったと統一的に確認をいたしました。」と答弁したものを指すと思われる。

② 御指摘は、後藤議員からの「制度的には適用できるというのと実際に適用できるは、どこが違うんですか。」との質問に対し、「論理的には、勤務延長制度が導入されたときから検察官に勤務延長制度が適用されるという関係になるという理解をこのたび私はいたしまして、そのような解釈をいたしました。」と答弁したものを指すと思われる。

3 答弁の趣旨

2月20日の①の答弁は、昭和56年の国家公務員法改正により導入された勤務延長制度が検察官にも適用がある旨を統一的に確認したのが、1月24日であることを述べたものである。

2月10日の答弁と2月20日の②の答弁は、昭和56年の国家公務員法の改正により、検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点に限られることとなり、それによって、検察官に勤務延長制度の適用があるとする現在の解釈をとり得る国家公務員法と検察庁法の関係になった、という理解を述べたものである。

- 解釈変更を是とする法務省としての今般の意思決定に至る過程および結果を跡付け又は検証できる文書の提出
- 「検察官の勤務延長について（200116 メモ）」と題する書面について、作成者と作成日時が分かる電子記録

（回答）

今般の解釈に関する意思決定過程等を明らかにする文書としては、法務省作成の「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」と題する文書及び「検察官の勤務延長について（200116 メモ）」と題する文書のほか、人事院作成の「勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」と題する文書があることから、これらを提出することとしたい。

御指摘の「検察官の勤務延長について（200116 メモ）」と題する文書に係る文書ファイルのプロパティには、個人情報やファイルの置き場所などに関する情報が含まれており、これを明らかにすれば、セキュリティー上の問題などを生じるリスクがあるため、これを開示することはできない。

勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について

国家公務員法（以下「国公法」という。）第81条の3に規定される、定年による退職の特例（以下「勤務延長制度」という。）は、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認め、公務遂行に支障を生じさせないようにしようという趣旨から設けられている（森園幸男ほか編「逐条国家公務員法（全訂版）」698頁）。

勤務延長制度は、職員が同法第81条の2第1項により退職する場合に適用されるところ、同項において、職員が定年に達したときは、定年に達した日以後の最初の3月31日又は任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日に退職する旨規定され、同条第2項において、職員の定年年齢が原則として60歳である旨規定されている。

一方、検察官の定年については、検察庁法第22条において、一般の国家公務員とは異なり、検事総長は65歳、その他の検察官は63歳にそれぞれ達した時に退官する旨規定され、さらに、同法第32条の2において、同法第22条の規定は、国公法附則第13条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする旨規定されている。

このように、検察官の退職（退官）に関して国公法の特例となっているのは、定年年齢と退職時期であり（具体的には、同法第81条の2第1項に規定される「法律」による「別段の定め」は、検察庁法（22条）により規定される定年年齢と定年による退職時期と解される。前記逐条国家公務員法1233頁も同旨。）、検察官の定年による退職は、広く捉えれば、一般法たる国公法が規定する「定年による退職」に包含されるものと解される。そして、前記の勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであり、検察官についても、国公法の定年制度を前提とする勤務延長制度の適用があると解される。

この点、昭和56年の国公法改正により一般職の国家公務員全体に定年制度が導入される以前から、検察官については定年制度が設けられており、いわば検察官の定年制度そのものが国公法の特例であったところ（国公法の特例を定める検察庁法第32条の2は、国公法施行後の昭和24年に設けられ、その時点で既に検察官の定年に関する検察庁法第22条が国公法の特例とされていたことから明らかである。）、前記国公法改正により一般職の国家公務員全体に定年制度が導入されたことに伴い、その特例としての意味は、定年年齢と退職時期の2点に限られることとなったものであって、その意味でも、前記国公法改正以後は、国公法に規定される定年制度そのもの、そして、これを受けて規定されている勤務延長制度については、検察官にも（一般法である）国公法の規定が適用されると解するのが自然である。

なお、勤務延長制度は、職員が同法第81条の2第1項により退職する場合を前提としているところ、前記のとおり、検察官の定年による退職に関する特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても定年退職に関する一般法たる国公法に拠っていると言わなければならない。結局、検察官の定年による退職は、検察庁法第22条により前記2点につき修正された国公法第81条の2第1項に基づくものと解される。

以上

（注1） 勤務延長制度に関する国公法第81条の3の検察官への適用にあつては、検察官につき前記2点に関しては本来検察庁法第22条により特例とされていることから、国

公法81条の3第1項及び第2項のうち、「その職員に係る定年退職日」とあるものは、「その職員が定年に達した日」と修正されて適用されることとなる。

- (注2) 再任用制度に関する国公法第81条の4についても、勤務延長と同様、同法第81条の2により退職した者を対象としていることから、検察官にも観念的には適用があるものの、このうち、短時間再任用については、検察官は、犯罪の捜査や公訴の提起、刑事裁判への立会といった事務（検察事務）を自己の責任において行うこととされ、その職務内容が、週の一部や一日のうち限られた時間のみ勤務するといった短時間再任用になじまないこと、また、フルタイムの再任用についても、これまで、一般の国家公務員のような再任用職員のための俸給表が定められていないなど、法令上必要な手当てがなされていないことから、現状では適用できない状態にある。

勤務延長に関する規定（国公法第 81 条の 3）の検察官への適用について

人 事 院

1. 国公法における定年制度の導入以降、検察官の定年退職（退官）については、検察庁法第 22 条が国公法第 81 条の 2 第 1 項の「法律に別段の定めのある場合」に当たるものとして、勤務延長を含む国公法の定年制度全体が検察庁法により適用除外されていると解釈されてきたところ。

今般、法務省から示された、検察庁法が検察官の定年退職（退官）に関して国公法の特例を定めているのは定年年齢と退職時期に限られ、勤務延長（国公法第 81 条の 3）の規定は検察官にも適用されるという理解については、そのように検察庁法を解釈する余地もあることから、人事院として特に異論を申し上げない。

2. ただし、「注 2」については、「フルタイム再任用と短時間再任用とにかかわらず、再任用は検察官の職務の特殊性に鑑み適用になじまないことから、国公法第 81 条の 4 及び第 81 条の 5 は適用されないと解される」とすべきである。

検察官の勤務延長について（200116 メモ）

第1 一般職の国家公務員の定年制度

1 定年制度の目的

適正な新陳代謝の促進と長期的展望に立った計画的な人事管理の展開を通じて、職員の士気の高揚を図り、組織の活力を維持するとともに、職員を安んじて公務に専念させ、もって、より能率的な公務の運営を図る点にあるとされている（森園幸男ほか編「逐条国家公務員法（全訂版）」688頁参照）。

2 定年による退職と国家公務員の定年年齢

国家公務員は、「法律に別段の定めのある場合」を除き、定年に達したときは、その者に係る定年退職日（通常は、定年に達した日以後の最初の3月31日）の満了とともに、自動的に退職することとされている（国公法第81条の2、人事院規則11－8第2条ないし第5条）。

そして、国家公務員の定年年齢は、同条第2項において「年齢60年」、すなわち、60歳と規定されている。

なお、同条ただし書きにおいて、その例外が定められており、病院の医師、歯科医師等（65歳）、守衛、用務員等（63歳）、「その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢60年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの」として、事務次官、外局の長官（62歳）、金融庁長官、国税不服審判所長（65歳）等がある。

3 検察官の定年年齢

国公法附則第13条は、職務と責任の特殊性に基づく国公法の特例を要する場合に、法律又は人事院規則による規定を許容しているところ、検察庁法第32条の2において、検察官の定年に関する同法第22条については、国公法の特例を定めたものと規定されている。

このように、検察官の定年年齢は、国公法第81条の2第1項の「法律に別段の定めがある場合」の特例として、検察庁法第22条のとおり、検事総長については65歳、その他の検察官については63歳となっている。

検察官の定年に関する規定については、昭和60年の国公法改正により一般の国家公務員に関する定年制度が導入される以前に存在していたことから、定年年齢に差異がある点については、職務と責任の特殊性に由来するというほかはないが（伊藤栄樹「新版検察庁法逐条解説」140頁参照）、検察官の定年制度そのものの趣旨としては、検察庁法のいわば前身である裁判所構成法（明治23年法律第6号）の審議においても、「後進の為に進路を開いて新進の者をして其地位を進めして、以て司法事務の改善を図るということの目的のために」などと説明されていたところであって（第44回帝国議会衆議院裁判所構成法中改正法律

外1件委員会議録（第1回）における政府委員発言），適正な新陳代謝の促進等により能率的な公務の運営を図るといった国公法の定年制度の趣旨と差異はないと考えられる。

第2 勤務延長制度

1 勤務延長制度とその目的

国公法上、定年退職予定者が従事している職務に関し、職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情が認められる場合に、定年退職の特例として、定年退職日以降も、一定期間、当該職務に引き続き従事させることができることとされている（国公法第81条の3，人事院規則11－8第6条ないし第10条）。

その趣旨は、国の業務は、多種多様な職務と多数の職員との組合せによって遂行されているものであり、個々の業務についてみた場合、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上どうしても必要なことがあり得るところ、このような場合には、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認め、公務遂行に支障を生じさせないようにしようとする点にあるとされている（前記逐条国家公務員法（全訂版）698頁）。

2 勤務延長制度の対象となる職員と検察官への適用の可否

国公法第81条の3第1項（同項を受けた第2項も同様）は、「定年に達した職員が前条（＝国公法第81条の2）第1項により退職すべきこととなる場合」において、職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情が認められる場合に引き続いて勤務させることができると規定しており、勤務延長制度の対象となる職員は、「国公法第81条の2第1項により退職した者」である必要がある。

そして、同項は、「職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日～に退職する。」と規定し、同条第2項において、その定年年齢が原則として60歳であるとされているため、①定年年齢である60歳に達する職員であって、②定年年齢に達した日以降の最初の3月31日に退職することとなる者が、勤務延長制度の対象となる。

この点、検察官については、検察庁法第22条において、「検事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官することとされ、①退職年齢及び②退職日（＝退官日）の2点に関して、一般の国家公務員の特例が規定されている（逆に言えば、一般法たる国公法の定年制度に関しては、上記2点のみが特例として定められたものとも考えられる。この点に関し、前記逐条国家公務員法（全訂版）1233頁は、「昭和60年の国公法改正により、検察庁法は定年年齢と定年による退職時期とについて特例を定めるものとなった。」とする。）。

そして、国公法第81条の2第1項にいう「法律に別段の定めがある場合」として、検察庁法第22条による検事総長及び検察官の定年に関する規定が該当

し、このことを理由として、検察官については、そもそも国公法の定年制度（ひいては特例延長制度）の対象とはならないとの考え方もあり得るところである。

しかしながら、前記のとおり、定年制度の趣旨自体は、一般の国家公務員と検察官とで異なるものではなく、検察庁法第22条により、定年年齢と定年による退職（退官）時期の2点に限って国公法に定める定年制度の特例となっていると考えられること、また、検察官に一般の国家公務員と異なる定年「年齢」が定められているのは、職務と責任の特殊性によるものに過ぎず、定年を迎えた職員について、勤務延長制度の目的である、職務の特殊性又は職務遂行上の特別の事情が認められる場合に、定年退職の特例として、定年退職日以降も、一定期間、当該職務に引き続き従事させることができるという要請自体は、検察官にも等しく妥当するものと考えられることに照らせば、検察官についても、国公法第81条の3に規定される特例延長制度の適用は排除されておらず、定年を迎える検察官に対し、任命権者において、勤務延長を命ずることも可能であると考えられる。

また、勤務延長制度の対象となる職員について、国公法は、「定年に達した職員が国公法第82条の2第1項の規定により退職すべきこととなる場合」としている点については、（本来であれば、国公法に定年制度が導入された時点で、検察庁法に必要な読替規定を置くことが望ましかったとも言えるが、）一般法たる国公法の諸規定（懲戒、服務等）については、特に読替規定を置くこともなく、当然に検察官にも適用していることから明らかなとおり、解釈上、検察官が同法82条の3に規定する勤務延長制度の対象となる職員と考えることに問題はなく、その結果、検察官に同制度を適用することについても問題はないと考えられる。

3 その他

検察官について国公法の定年制度が適用されるとした場合、これを前提とする再任用制度（国公法第81条の4）についても、検察官への適用は排除されないと解するのが自然である。

しかしながら、検察官については、一般の国家公務員と異なり、定年年齢が63歳であったために、これまで年金接続の問題が顕在化していなかったこと、検察官は、犯罪の捜査や公訴の提起、刑事裁判への立会といった事務（検察事務）を自己の責任において行うこととされ、その職務内容が、週の一部や一日のうち限られた時間のみ勤務するといった短時間再任用制度にもなじまなかったこと、国公法上、再任用については、任命権者が任意に職員を採用することができる旨の規定であることから、これまで、検察官については再任用を行わず、法務大臣訓令等の必要な下位法令も設けていなかったものである。

以 上

故ニ此恩給ハ現在ノ判檢事定年ニ達シテ引退スル時ニ於テノミ行ハレルモノデアリマスカラ、ドウゾ其邊ノ御推察ヲ仰イデ、御審議ノ末兩案共御協賛アラムコトヲ希フノデアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 仲小路廉君

〔仲小路廉君演壇ニ登ル〕

○仲小路廉君 本案ハ昨年ノ特別議會ニ政府ヨリ提案ヲサレマシテ、貴族院ニ於テハ審議未了ノ儘ニ終ツタノデアリマシテ、是ガ爲ニ少カラス世上ノ注意モ惹イタ譯デアリマス、此度政府ノ提案ニ際シマシテハ、一通リ本員等ノ立場ヲ明カニシテ置キマシテ、玆ニ總理大臣、御所見ヲ伺フテ置キタイト思ヒマス、本案提出ノ理由ハ唯今司法大臣ノ御説明ニ依リマシテ、其趣意ハ司法部内ノ改良刷新ヲ圖リタイ、後進者ノ爲ニ地位ヲ開イテ部内ノ士氣ヲ鼓舞シタイ、斯ウ云フ御趣意デアリマス、我々モ今日ノ場合ニ於キマシテ司法部内ノ刷新改良ハ最モ希望スル所デアリマス、況ヤ今日ノ如クニ總テノ事ガ物質的慾望ノ旺盛ト伴ヒマシテ、精神的ニ漸次頹廢ヲ來サムトスルヤウナ場合ニ、誠ニ忌ムベキコトガ諸方ニ起ル時デアリマス、此際ハ一ニ嚴正公明ナ司法官ヲ賴ル外ナイノデアリマス、故ニ司法部ノ刷新改良ヲ圖ツテ、何處マデモ嚴正公平ノ司法官ノ組織ニナリマスコトハ、甚ダ望ム所デアリマス、是ニ付マシテ私共ノ疑ヲ懷キマス點ハ、第一ニ判事ニ對シテ之ニ一定ノ年限ヲ定メテ、其年限ニ到達スレバ其職ヨリ之ヲ退カシムルト云フコトガ、是ガ憲法ニ低觸ハシナイノデアアルカ、此憲法ノ精神ニ違フヤウナコトハナイカ、是ガ第一ノ疑デアリマス、ト申スハ憲法五十八條ニ於テ、「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其職ヲ免セラル、コトナシ」斯ウアル、然ニ今度ノ規定ニ依レバ裁判官ガ或一定ノ年限ニ達スルト其職務ヨリ退カシムル、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアアルカラ、スレバ今度ノ規定ハ憲法五十八條ノ規定ト低觸ハシナイカ、是ハ私ノミナラズ同僚各員ニ於テ多ク懷カレル疑問デアリマス、之ニ對シテ政府當局者ノ御説明ニ依リマスルト、憲法五十八條ノ規定中ニ判事ガ其職ヲ免セラル、コトナシトアル、是ハ官ト職トノ區別ヲ置カナケレバナラス、裁判官ハ終身官デアアル、官ヲ奪フコトハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ依ラナケレバソレヲ奪フ譯ニイカヌ、併ナガラ職ヲ退カシメルト云フ、是ハ法律ノ規定ニ依テ出來ルノデアアル、決シテ刑法ノ宣告若クハ懲戒裁判ニ依ラナケレバナラヌ譯デナイ、斯ウ云フ御説明デアアル、玆ニ我々ハ

大ナル疑ヲ有ツノデアアル、憲法ノ五十八條ニ於テ裁判官ノ地位ヲ特ニ保障シテ、決シテ裁判官ハ他ノ權威ノ爲ニ、若シクハ他ノ權勢ノ爲ニ威壓セラレルヤウナコトナクシテ、何處マデモ獨立不羈ノ考ヲ以テ良心ノ命ズル所ニ依テ至當ノ判斷ヲセヨ、其趣意ノ爲ニ判事ノ地位ノ保障ガアル、此保障サレテ居ル其地位ヲ法律ノ作用ニ依テ常ニ變更動搖スルコトニナリマシタナラバ、憲法上ノ大趣意ヲ如何ニスル、即チ憲法ニ於テ裁判官ノ地位ハ容易ニ奪ハヌ、動カサヌト言フタノハ、ソレデアアル、然ニ官ハ奪ハナイガ、職ヲ退カシメルト云フハ、一向差支ガナイ、是ハ甚ダ皮相ノ見解デハナイカト思ヒマス、唯判事ガ官名ダケヲ抱イテ、或ハ退職判事休職判事ト言フテ社會上ニ地位ヲ得テ居ルト云フコトバカリガ憲法ノ目的デハナイノデ、獨立不羈ノ考ヲ以テ自分ノ確信ニ從ツテ裁判ヲスルト云フ其職務ガ大切ナノデアアル、其職務ヲ容易ニ退ケナイ、地位ガ動搖スル、詰リ地位ガ他ノ勢力ノ爲ニ壓迫サレル、或ハ誘惑サレルカラ地位ヲ確保スル、其地位ヲ確保ハ職務ヲ確保スル、唯官名サヘ帶ビテ居レバ宜シイト云フ譯デハナイ、サウ云フ憲法ノ趣旨デハナイ、唯玆ニ政府當局者ノ御説明ノ論據トナルベキモノハ、裁判所構成法ノ七十四條ノ規定デアリマス、其ノ規定即チ憲法附屬ノ法律トシテ其ノ裁判所構成法ノ七十四條ニ「判事身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得」斯ウアル、是ガ論據ニナツテ居ル、即チ裁判所構成法ナルモノハ憲法附屬ノ法律ト同様ニ發布サレテ居ル、其ノ裁判所構成法中ニ於テ判事ニ退職ヲ爲シ得ルコトノ規定ヲ設ケテアル、其規定ノ設ケラレテ居ル趣旨カラ見レバ、憲法ノ上ニ於テ職ヲ免ゼラレルコトナシトアルガ、ソレハ官ヲ言フタノデ、職務ヲ免ズルコトヲ法律ヲ以テスルコトハ是ハ一向差支ガナイ、之ガ政府ノ御論據ノアル所デアアル、此處ニ至ツテハ我々ハ一疑問ヲ有ツテ居ル、成程構成法中ニ今ノ規定ガアル、此ノ構成法中ノ規定ヲ能ク能ク御覽ヲ願ヒタイト思ヒマス、是ニハ深イ趣意ガアル、凡ソ法律トシテハ憲法ノ趣旨ノアル所ヲ敷衍シ、又其精神ノアル所ヲ明カニスル爲ノ法ノ制度、即チ其ノ立法例ハ澤山アル、丁度構成法中ニモ判事ハ其任官ヲ終身官トシテ七十三條中ニ「判事ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルニ非サレハ其ノ意ニ反シテ轉官轉所停職免職又ハ減俸セラル、コトナシ」是等ノ規定ハ皆憲法上ノ地位ヲ保障シテ居ル其精神ヲ明カニシ、其趣旨ヲ敷衍スル爲ニ出來テ居ルモノデ、是

ト同ジ趣旨ガ七十四條ニ現ハレテ來テ居ル、判事ガ身體若クハ精神ノ衰弱ニ依テ職務ヲ執ルコトガ出來ヌ場合ニハ職ヲ退カシメル、併ナガラ其退カシメルニ付テノ方法モ他ノ行政權、他ノ權限ノ侵シ込ムコトヲ許シテ居ラヌノデアル、即チ大審院若クハ控訴院ノ總會ノ決議ニ依テ自治自裁ヲスル、仲間同志ト自分等ノ信用ト一般ノ信任ヲ博スル爲ニ身體精神ノ無能ニ依レルモノハ仲間同志ニ於テ自治自裁ヲスル、是ガ即チ構成法ノ七十四條ノ規定デアル、是モ即チ憲法上ノ趣旨、他ノ權力ノ壓迫、他ノ力ノ侵入ニ依テ不羈獨立ノ裁判官ヲ無間ニ退カシメルコトハ出來ナイ、其意思ヲ現ハシテ居ル、斯ノ如キ趣意ヲ以テ出來テ居ル此七十四條ヲ根據ニ取ツテ、法律ノ規定ナラバ如何ナル退職ノ規定ヲ作ツテモ宜イト云フコトハ、甚ダ當ラ得スコトダト思フノデアル、若シモ左様ナコトガ出來得ルコトナラバ、唯今政府、唯今ノ司法大臣ニハ決シテ左様ナコトハアルマイト私ハ思フ、若シモ他日甚ダ不當ナコトヲ爲ス政府、甚ダ不條理ナコトヲスルヤウナ司法大臣ノ在職ノ時ニハ、ドンナ法律ノ制度ヲ立テラレルカモ知レナイ、況ンヤ追々黨派ノ競争モ激シクナリ、漸次黨弊モ起ツテ來ル時分ハ、勢ノ極マル所、其勢ニ依テ如何ナル立法ヲ爲スカモ知レマセヌ、其時分ニハ我々ガ眞ニ頼ラムトスル司法權ハ遂ニ一種ノ行政權ノ爲ニ根本カラ動搖ヲ來タサヌトモ申サレマセヌ、如何ナル惡法モ法ハ法デアルト云フ名ノ下ニ、遂ニ憲法ノ精神ヲ蹂躪シテ仕舞ツテ、行政權ガ全ク司法權ヲ併合シ終ルヤウナ結果ガ出來テハナラヌノデアル、若シ左様ナコトニナリマシテ判事ノ退職ハ法律デ出來ルト云フナラバ、遂ニ司法大臣ノ裁量ニ從ツテ判事ヲ退カシメルコトガ出來ル法モ立ツ、事務ノ都合ニ依テ裁判官ニ休職ヲ命ズルコトヲ得ト云フ法モ立ツテ來ル、ソレガ全ク憲法ノ趣旨ト精神ニ牴觸スルモノデアアル、此點ハ苟モ國家ノ大政ニ當ラル、人々ハ獨リ現在ノミナラズ將來ノコトモ御考慮ニナリマシテ、ドウカ憲法ノ精神ト云フモノハ何所マデモ尊重イタシテ、遂ニ惡法ノ爲ニ折角司法權ノ尊嚴ヲ害スルヤウナコトガアツテハナラヌト云フコトヲ憂フルノデアリマス、政府ニ於カレマシテモ宜シク質問者ノ趣旨ノアル所ヲ御了解ヲ得マシテ、先ヅ一ニ對シテ御答ヲ得タイト思ヒマス、其次ニハ假ニ判事ニ年齡ノ制限ヲ置キマシテ、六十三年若クハ六十五歳ニ至ツタ裁判官ハ、是ハ事實無能ノ者デアルカラシテ、之ニ裁判ヲナサシムルコトハ宜シクナイ、職ヲ退カシムルコトガ至當デアルト云フ此考ヲ以テ定年制度ヲ立テラルト致シマス、是ハ憲法ニ牴觸スル

トカ、其點ハ暫ク避ケマシテ、實際上是ハ適當ナル法律デアリマスカドウカヲ疑フノデアリマス、一體精神的ノ事務ニ從ツテ居ル文官ニ、年齡ニ從ツテ職ヲ退カシムルト云フ規定ヲ立テルト云フコトハ是ガ適切ナモノデアアルカ、如何デアアルカ、六十六年、六十三年ニ到著シテ居ル人デスラモ、ナカ／＼身體精神共ニ旺盛デアリマシテ、人ノ以上ニ力ヲ揮ハル、人モアルノデアリマス、現ニ現總理大臣ノ如キモ御年齡ハ既ニ六十六七歳ニ御達シニナツテ居ルト云フノデアリマス、ソレデアリマシテモ身體精神共ニ旺盛デアリマシテ、大政ノ衝ニ當ラル、ノミナラズ、各大臣ノ總テノ事ニ付マシテモ一手ニ引受ケテ御盡力ニナル位デアリマス、是ハ實際デアリマス、斯様ナ精神身體共ニ旺盛デ實ニ國家ノ爲ニ有用ナ方ガ、唯年齡ガ六十五以上ニナツタカラト云ツテモ、之ヲ退ケテシマフト云フノハ正當デアリマセウカ、若モ斯様ナ人ガ裁判官ニ身ヲ奉ジテ居ツテ、矢張り同様ニ身體精神共ニ旺盛ニシテ世故ニモ通ジ、法理ニモ通ジテ實ニ堪能ナ裁判官、ソレモ同様最早六十三年、六十五年以上ニ達シタカラ是ハ退ケベキモノデアアル、唯其アト五年間ハ何カ考慮シテ見テ多少延バシテ宜シイト云フ、斯様ナ點ニ置キマスコトハ立法トシテ適切デアリマセウカ、惜シイコトデハナイカ、折角ノ有爲ナ人ガ……又ソレト反對ニ今度ハ人ハ強チ六十三ニ達セヌデモ六十五歳ニ達セヌデモ、往々若朽者ガアリマス、若朽者モ少カラヌ、其人々ガ、此法律ノ出來ル結果トシテハ、構成法ノ七十四條ノ身體精神ノ不能ニ依テ退職ヲ當分行ハレヌ、不用ニナツタトスルト、是等ノ若朽者ハ少ナクモ六十三年六十五年マデハ、其地位誠ニ安定ナリトシテ、退クベキ時デモ退カナクナツテシマフ、是ハ確ニアル事實デアアルト思フ、シマスルト此法律ハ後進者ヲ進メテ行ク進路ヲ開クト云ツタ御趣意ニ、全ク反對ノ結果ヲ實際ニ現ハサウナコトガ出テ參リハ致シマセヌカ、事實ハソソナコトガアリハセヌカト思フ、スルト法トシテハ實ニ迂遠ナ法デアッテ實際ニ適セヌノミナラズ、其結果ハ提案ノ御趣意ニ全ク反スルヤウナ實情ヲ現ハシハセヌカト存ジマスルガ、之ニ付テ司法大臣ハ如何ニ御考ヘニナリマセウカ、ソレカラ其次ニ判事ニ定年ヲ作ル、六十五歳六十三歳ニ到著シタ者ハ退ケル、是ガ若モ至當ナコトデアリマスルナラバ、ナゼ之ト等シイ關係ヲ持ツテ居ル會計検査院及ビ行政裁判所ノ評定官ニ此趣旨ヲ御適用ニナリマセヌカ、ドウシテモ或年齡ニ達シタ者ハ、最早裁判ノ能力ガ無イト云フコトノ推測ヲナスコト云フコトガ至當ナラバ、サウスレバ會計検査院或ハ行政裁判所、

評定官是等モ亦同様ニ見ラレルガ至當ダト思フ、更ニ進ンデ申スト、ソレバカリデハゴザイマセヌ、遂ニハ一般文官ニモ其規定ガ必要デナイカト思フ、更ニ進ンデハ貴族院ニ於ケル勅選議員ナドニモ同様ナコトガ及ンデ來ハセヌカト思フ、人ハ或年限ニ達スレバ不能ナモノダト云フ推測ガ正シイモノナラバ、サウナツテ來ル、トコロガサウ云フモノデハナイ、現ニ現總理大臣ノ如キ高年ニ達セラレテモ有爲ナモノダト云フコトハ事實デア、ソレナラバ斯カル規定ヲ設ケルコトガ實際ニ迂遠デアリ、適切ヲ缺ク、若モソレガ至當ナ道理ノモノナラバナゼ會計検査院、行政裁判所評定官、其他ソレニ等シイ一般文官モ皆ソレヲ御適用ニナリマセヌカ、之ヲ伺ヒタイデス、ソレカラ續キマシテ此恩給法ノコトデア、私ハ裁判官ヲ厚遇サレテ、俸給モ裕カニシ又手厚イ恩給ヲ與ヘラレマスコトモ是モ宜シカラウト存ジマス……宜シカラウト思フノデアリマス、此度此法律ヲ適用シテ在職判事ガ定年ニ達シタカラ退ケル、其退ケル者ハ普通文官、普通軍人其外トハ之ヲ扱ヒ別ニシテ、五割即半額マデノ恩給ヲ増加スル、其趣旨ハドウ云フコトデア、裁判官ヲ一般ニ優遇シテ、或ハ全俸給ニ相當スル恩給制度ヲ立テルト云フモノソレハ必要カモ知レマセヌ、ソレヲ客ムト云フノデモ何デモナイ、又年齢ガ六十五ニ達シタト云フナラバ、國家ガ必要トシテソレヲ退ケル、ソレガ必要ナラバ、ソレデ宜シイ、然ニ其者ニ對シテ特ニ半額ノ恩給ヲ給與スル、是ハ或ル情味、或情ダト斯ウ云ヘバ麗シイコトニモ見エマスガ、併ナガラ理由ノ無イ情味ト云フモノハ、是ハ情實ニ宜リ公正ヲ缺イタ言ヘルデハナイカ、ト云フノハ何カト云フト、退ケルコトハ甚ダドウモ不當ダト思フカラ、此際ノ人ニハ特ニ御情ヲ以テ多少コトニ利益ヲ與ヘテ置ク、是ハ私ハ公平公正ヲ尊ブベキ、裁判官ヲ待ツベキ道デハナカラウカト思フノデ、斯様ナコトニナリマス、人ハ益、精神的ニ頹廢ヲ致シテ何事モ利害カラ打算ヲシテ見ル、遂ニハ永年サウヤツテ居ッテ、其期ニ到リサヘスレバ普通ノ者トハ別ニ半額ノ恩給ニナル、サウナル、今日現在奉職シテ居ル人ハ、先ヅ先ヅ其時期ニ到ルマデハ、ドウモサウ行カウヂヤナイカ、斯ウナルト實際ニ於テハ全ク司法部内ヲシテ、益、鬱結セシメテ仕舞フ、後進ノ進路ガ開カレヌバカリデハゴザイマセヌ、却テ多クノ若朽者其人マデモ、遂ニハ本當ニ老朽ニ至ルマデ其席ヲ塞イデ居リハシナイカト思ヒマス、是等ノ趣旨ハ能ク質問者ノ趣意ノアル所ヲ御了解ニツナテ、私共司法部ノ刷新改良ヲ望ミマス、政府ノ御趣意モ其處ニアルト

存ジマス、ソレデアリマス以上ハ其目的ニ到達スル途ニ付テハ宜シイノデアリマスガ、ソレニ反シテ憲法上甚ダ穩カナラヌコトニナツテ、他日惡例ノ因トナル備ヲ作ルト云フ罪ヲ負ハヌトハ言ヘナイ、而シテ其爲ス所甚ダ不公平ニ類スル、次ニ恩給制度ニ對シテ、是ヨリ及ボシマシテ退職サル、軍人諸君方ハ如何ニスルカ、是ト同様ナ關係ガ皆出テ參リマス、恩給ノ如キコトハ、甚ダ一方ニ不公平ナコトガ始マルト、ソレカラドウモ全部ニ及ブ、遂ニ其弊害ノ極マル所測リ知ルコトガ出來ヌコトニナルデアリマス、是ガ即チ昨年來本案ハ簡單ナモノデアリマスガ、其趣意ハ重大デアリマス、從ツテ是ハ輕舉ニ審議ヲシテ勿々ノ間ニ通過セシムルト云フコトハ宜シクナイト考ヘテ、我々ハ熱心ニ審査ニ從事イタシテ、何處迄モ弊害ヲ他日ニ遺サヌ爲ニ努力ヲ致シタノデアリマス、不幸ニシテソレガ前議會ニ會期終了ノ爲メニ未了ニ終ツタ趣旨ハ、全ク其理由デゴザイマス世上ニ對シテ種々ノ疑惑モアリ注意ヲ惹イテ居リマス譯デアリマス、是等ノ點ヲ明カニ致シテ、質問者ノ趣旨ノアル所ヲ能ク政府ノ御了解ヲ得マシテ、ドウカ適切ナ御答辯ヲ煩ハシタイト思ヒマス

〔國務大臣原敬君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(原敬君) 唯今仲小路君ノ憲法上ヨリ段々御議論デアリマシタガ、或ハ仲小路君ノ御覽ニナル所ト私ノ考ヘマス所ト意見ノ相違ハアルカモ知レマセヌト考ヘマスケレドモ、兎ニ角御質問ニ對シテ本案ヲ離レテハ説明ハ出來マセヌケレドモ、本案ニ依テ御答ヲ致スコトニシヤウト考ヘルノデアリマス、抑、憲法第五十八條ニ、裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具備シタル者ヲ以テ之ニ任ス、第二項ニハ裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ、斯様ニアリマス、是ハ廣義ノ解釋ト狹義ニ解釋スルト、極メテ又單純ニ見ルト、ソレ等色々見様ニ依テ相違ハアリマセウ、併シ如何ニ考ヘマシテモ、裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ依ルノ外其職ヲ免セラレルコトナシト云フ意味ハ、七十歳ニナラウガ八十歳ニナラウガ九十歳ニナラウガ、病氣デアラウガ精神ニ異狀ヲ來サウガ、何ガアツテモ其職ヲ免ゼラレルコトナシト解釋スルコトハ、如何ナル人デモ出來ナイ筈デ、又憲法ハサウ云フ無理ナ規定ヲ設ケテ居ルモノト思ハレヌデアリマス、故ニ此憲法ノ趣意ヲ害セザル範圍ニ於テ、其趣意ヲ酌ンデ裁判所構成法第七十四條ニハ「判事身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルト

キハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得、是ハ憲法ニ牴觸シナイ。憲法ノ意志ニ依テ此箇條ハ出テ居ルモノト見ナケレバナリマセヌ、若シ憲法ヲ非常ニ狹義ニ解釋イタシマスナラバ、此ノ七十四條モ無理ナ話デ、病氣デアラウガ、精神ニ異狀ガアラウガ、其職ニ置カナケレバナラヌト申サナケレバナリマセヌケレドモ、是ハ憲法ノ趣意ヨリ見マスト非常識ノ解釋デアリマス、固ヨリ探ルベカラザル解釋ト見ナケレバナラス、七十四條ガサウ云フ解釋ニ依テ生ジタモノトシマスレバ、今回ノ定年ニ達スレバ其職ヲ退カシムルト云フコトヲ法律ニ規定イタシマシテモ、何等此ノ憲法上ノ精神ニ矛盾ハイタシテ居ラヌト考ヘルノデアリマス、又憲法ハ左様ナル狹義ナモノデナイト私共ハ解釋イタシテ居リマス、是ハ昨年ニ於テ職ト官ト云フコトニ付マシテハ色々アリマシタケレドモ、要スルニ其ノ裁判官ノ官ヲ免ズルノデアリマセヌ、其職ヲ去ラシムルノデアリマス、是ハ何等差支ハナイト、私共ハ憲法ヲ解釋スル上カラサウ思ッテ居ルノデアリマス、又構成法ノ第七十四條モ即チ此精神ニ矛盾セザルモノデアアルノデアリマスカラ、是ト規定ハ違ヒマスケレドモ、其精神ニ於テハ差支ナイモノト考ヘルノデアリマス、デ之ニ付テ或ハ仲小路君ト見解ガ違ヒマスケレバ已ムヲ得ヌノデアリマスガ、私共ハ左様ニ解決イタシマシテ、此ノ定年法ハ決シテ憲法ニ違反シタモノデナイト考ヘルノデアリマス、併シ仲小路君ハ之ニ因ッテ起ル所ノ弊害ヲ列舉セラレマシテ、斯様ナル法律上規定ヲ設ケマシタナラバ、後ニハ亂暴ナル政治家ガアッテ、國民ノ信賴スル所ノ裁判官ノ位置ヲ動搖セシムルガ如キ、無法ナル案ヲ提出イタサナイトモ限ラヌ、斯ウ云フ御心配モアリ其他色々列舉セラレマシタガ、是ハ成程サウ心配イタセバ私共モ心配セザルニアラズデアリマス、併シ左様ナル亂暴ナル人ガアリマシテ法案ヲ提出シタ場合ニ、兩院ガ之ニ協賛ヲ致スグラウトハ常識上豫期サレヌノデアリマス、然ル以上ニハサウ云フ人ガアリマシタ處ガ、サウ憲法ヲ無視スルヤウナ亂暴ナコトハ、恐ク其氣遣ヒハナイト常識上今日ハ考ヘテ置カナケレバナラスノデアリマス、又凡ソ弊害ハ何事ニモ附纏フモノデアリマス、現ニ今日存在シテ居ル所ノ裁判所構成法第七十四條、唯今申シマシタ「判事身體若ハ精神ノ衰弱ニ依リ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ司法大臣ハ控訴院又ハ大審院ノ總會ノ決議ニ依リ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得」ト云フ現行構成法ノ規定ハ、無論公明正大ナモノデアリマス、併シ弊バカリ申セバ是モ弊

ヲ生ズルノデアリマス、又既ニ先年生ジタヤウニ記憶スル、是ハ司法裁判所デアリマシタカ、行政裁判所デアリマシタカ、玆ニハッキリ即座ニハ申シ惡イケレドモ、ドチラデアリマシタカ知ラスガ、此類似ノ規定アル場所ニ、此規定ニ依テ、身體衰弱ト云フヤウナコトニ依テ退職セシメタ、何ゾ圖ラム此人ハ身體衰弱デナイ、一向衰弱モ何モ致シテ居ラスガ、多數ガ寄ッテタカッテ之ヲ身體衰弱ナルモノトシテ、此法律ニ依テ退職セシメタト云フコトハ、先年隨分世上ノヤカマシイ議論ニナッタコトガアル、故ニ弊バカリ申セバ今日ノ制度ト雖モ弊ハ附纏フノデアリマス、故ニ決シテ此法ノミヲ以テハ論斷ガ出來ナカラウト云フ一例ヲ私ガ申スニ過ギナイ、構成法ノ第七十四條ノ明カナル規定アルニ拘ラズ、斯様ナル弊害ヲ生ジタコトモアル、是ガ弊害デアアルカ、世上ノ物議力誤ッテ居ッタカ、ソレハ別論デアリマスケレドモ、併シ兎ニ角ニサウ云フヤウナコトガアル、故ニ絶對的ニ何事モ弊ナシトスルコトハ不可能デアリマス、併ナガラ大體ニ於テ今日提案イタシテ居ルヤウナルコトハ、左様ナル種々ノ弊害ヲ豫期シテ、是ハ不當ナル案ナリト斷定スルベキモノデハナカラウト考ヘル、ナゼト申スノニ、憲法ニ於テ裁判官ノ位置ヲ保證セラレタルノモ、裁判所構成法ニ於テ之ヲ保障シテ居ルノモ、要スルニ行政官ノ意思ナドニ依テ、勝手次第ニ裁判官ノ位置ヲ動カシテハ相成ラヌト云フ精神ヨリ、保障シテアルノデアリマス、今回提出イタシタ所ノ定年法ハ行政官ノ意思ニ依テドウスルト云フコトデヤナイノデアリマス、行政官ハ如何ニ考ヘマシテモ、法律ノ規定ニ依テ六十三歳其他ニ達スレバ其職ヲ退クト云フノデアリマスカラ、行政官ノ意思ニ依テ動カスコトガ宜シクナイト云フガ爲ニ、憲法竝ニ裁判所構成法ノ規定アリタリト解釋イタスノガ適當ナリトシマスレバ、今回提出ノモノハ行政官ノ意思ニ依テ動クノデアリマセヌ、行政官ハ如何ニ留メテ置キタクモ退ケタクモ此年限ニ達シナイトキニハ出來ナイノデアリマス、唯或場合ニ於テ尙ホ數年間其人ニ在職ヲ要スル場合ニハ、是ハ相當ナル機關ノ決議ヲ經、裁判官デアレバ……檢事デアレバサウデヤアリマセヌガ……サウシテ或年限間其人ヲ其職ニ置クト云フノデ、是モ法律ニ明カニ規定シテアルコトデ、尤モ行政官ノ意思ニ依テ其職務ヲ去ラシムルコトハ宜シクナイノデ、構成法ノ規定ハアリマスルガ、是ハ退ケル方デハ無論ナイノデアリマス、留ムル方デ、其場合ニモ相當ナル機關ノ決議ヲ要シマスルカラ、行政官ノ自由意思デハ出來ナイノデアリマスルケレドモ、併シ是ハ第一ニ考ヘナ

ケレバナラヌハ、其職ヲ去ラシムル方デヤナイ、其職ヲ留ムル方デアル、故ニ憲法ノ精神ヨリ考ヘマシテモ、行政官ノ意思ニ依テ自由ニ裁判官ノ位置ヲ動かスト云フ精神ハ毛頭ナイノデアリマス、又裁判官ニ對シテ年限ヲ置クナラバ、ナゼ他ノ者ニ及ボサヌカト云フ斯ウ云フコトデアリマス、是ハ確カ昨年ノ議會デドナタカサウ云フ御質問ガアリマシタ、行政裁判所ヤ會計検査院ハドウスルカト云フコトデ、今日必要ヲ見ナイ、故ニ左様ナルコトハ提出イタサスト其時ニ御答ヲ致シタノデアリマス、且又會計検査院ト云ヒ、行政裁判所ト云ヒ、唯今申シタガ如ク憲法上明カニ規定サレテ居ルノデハナイノデアリマス、法律ニ依テ規定セラレタモノデアリマスルカラ、自カラ趣ヲ異ニ致シマスガ、併シ其必要ヲ感ジマシタ時ニハ或ハ斯ウ云フ法律ヲ規定セザルヲ得スカモ知レヌノデアリマス、無論ニ行政裁判所、會計検査院既ニ其通リ、他ノ行政官ニ及ボスナドト云フコトハ、其必要ヲ見マスレバ是モ宜シイノデアリマス、又現ニ文官恩給令ニ依リマスレバ、六十年ニ達スレバ當人ノ都合デ退職イタシテモ恩給ヲ與ヘルト云フ規定モアルノデアリマスカラ、如何ニ將來規定スルノカト云フコトハ別論ト致シマシテ、精神ニ於テハ裁判官ナドト全ク趣ヲ異ニシタルモノデアリマス、又軍人ニ及ブ云々ノ御懸念モアリマスガ、此ノ裁判官ニ斯ノ如キコトヲ致シタ所デ、軍人ニ及ブト云フ虞レハ私共ニハナイノデアリマス、又趣意ガ全ク違フノデアリマス、先刻司法大臣モ説明イタシタ如ク、今回此法律ニ依テ退職イタシタ者ニ恩給ヲ與ヘルト云フヤウナ處置ヲ執リマスルノハ、詰リ憲法並ニ構成法ニ依テ今日マデ、第七十四條ニ依テ退職スルコトノ外ハイツ迄モ在職スルヤウニナッテ居ルノデアリマスルガ故ニ、此恩給モ五割ヲ増加スルヤウナ次第デ、而モ是ハ何レノ裁判官ニモ左様イタスト云フノデナイ、現ニ此法律施行ノ際ニ司法部内ニ奉職イタシタ者ニ限ルノデ、今後ニ於テ、法律施行後ニ於テ就職イタス者ハ、此法律ノ規定ヲ心得マシテ、其條件ノ下ニ就職イタスノデアリマスルカラ、是等ニハ今日設ケル特例ニ依テ與フ所ノ恩給ハ及バヌ、何等之ヲ行ツタカラト云ツテ他ニ及ブト云フ虞レハナイ筈ト考ヘルノデアリマス、又斯ウ云フ法ヲ設ケテ其年限ニ達スレバ退職ヲシナケレバナラヌガ、同時ニ恩給ガ五割増ニモナルト云フコトナラバ、誰モ彼モ年限ニ達スル迄ハ在職スルデアラウ、ソレハ却テ所謂老朽ニアラズシテ若朽者ヲ其儘置クノ弊ヲ生ジハシナイカト云フ御懸念モアル、是モ御尤モデアリマス、併ナガラ此法律ナシト雖モ今日在

職スルコトハ當然ノコトトシテ在職スルノデアリマス、今現ニ裁判官ガ此規定ノ有ル無シニ拘ラズ、現在ニ於テ退職スル者ガ段々アルト云フコトデアリマスレバ、此法律ヲ設ケタガ故、年齢ニ達スルマデ其退職ヲ見合ハセテ、其儘在官シハシナイカト云フ御懸念ハアリマスルケレドモ、今日左様デハナイノデ、是ト却テ反對、イツ迄モ其位置ヲ保ッテ後進ノ途ヲ塞ギ刷新ノ途ヲ塞イデ居ルト云フコトガ今日ノ弊デアリマス、故ニ此制度ヲ設ケテ相當ノ年限ニ達スレバ退職ヲシテ、恩給ハ五割増ニスルト云フ譯ヲ以テ、更ニ永ク在職スルノ弊ヲ生ズルト云フコトハ恐ラク事實ニナイコトト考ヘルノデアリマス、現在ハドウデアアルカト云フコトヲ御考ヘニナレバ、是ハ明瞭ニ解釋出來ル、現在決シテ裁判官ハ段々退ク、年ヲ老レバズン、退クナレバ、ソレガ圓滑ニ行クト言ヘバ、法律ハ要ラナイト云フ議論ガ生ズルカモ知レマセヌ、今日ノ事實ハ左様デナイノデ、故ニ相當ノ年限ニ達スレバ退職セシメルト云フ法律ニアラズンバ、今日ノ弊ヲ救フコトハ出來マイト考ヘマス、故ニ是ハ此法律ヲ設ケタガ故ニ若朽ノ者ガ年限ニ達スルマデ在職スルデアラウト云フ弊ヲ生ズルト云フ虞レハナカラウト私共ハ推測イタシマス、是等ノコトニ依テ大體御質問ニハ御答シ得タト考ヘマス、尙ホ詳細ノコトハ司法部當局ニアラズバ御答ヘ出來マセヌガ、大體ノ方針トシテハ唯今申シタ通りデアリマス、左様御了承ヲ願ヒマス

○仲小路廉君 唯今總理大臣ヨリ詳細ノ御答辯ガアリマシタノデ、尙ホ其ノ御答辯ノ趣意ニ依リマシテハ、此末御尋ネ致シタイト思フコトモ少ナカラズアルノデアリマス、何分ニモ時間ガ斯クノ通りニナッテ居リマスカラ、本議場皆サンノ爲ニモ甚ダ御迷惑カト思ヒマス、私ハ甚ダ遺憾デアリマスガ、此末御尋ネ致シタイト思フコトハ、又他ノ相當ノ時機ニ延シマシテ、先ヅ今日ハ私自身ノ質問ハ是デ止メテ置キマセウト思ヒマス

○議長(公府德川家達君) 特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔瀨古書記官朗讀〕

裁判所構成法中改正法律案外一件特別委員

伯爵松平頼壽君 子爵酒井忠亮君 子爵板倉勝憲君

岡野敬次郎君 荒川義太郎君 男爵島津久賢君

男爵池田長康君 加太邦憲君 湯淺倉平君

○議長(公府德川家達君) 次ノ議事日程ハ決定次第本院彙報ヲ以テ御通知ニ

果シテ然ラバ我が日本人ノ生理狀態カラ考ヘ、又諸般ノ法規カラ之ヲ綜合シテ見マシテ、六十三、六十五ト云フ年齢ハ、我が國人トシテハ、而モ貴重ナル司法權ヲ取扱ハシムル年齢トシテハ、之ヲ最長期トスル、斯ウ云フ見地カラ致シマシテ、此定年制ト云フモガ生レ出タ次第デアリマシテ、決シテ伊藤公ノ疏註ノ老退ニ關スル詳説云々ト云フ事ニ、定年法ハ含ムモノデナイト云フ解釋ハ持ッテ居ラヌデアリマス

○横山金太郎君 サウスルト 憲法五十八條ノ二項ハ、裁判官ト云フ其人ノ官ヲ保障スルト云フ意味デアリマスルカ、裁判官其人ノ職ハ這入ラヌト仰シヤルガ、官ヲ保障シ併セテ裁判ノ公正ヲ保タシメル爲メト云フ意味デアリマスルカ、言葉ヲ縮メテ言フト、私ノ考デハ、憲法五十八條ガ裁判官ノ地位ヲ保障シタ所以ノモノハ、地位ヲ保障シテ、以テ裁判ノ公正、裁判ノ獨立ヲ保タシメタイト云フ意味デ出來タ規定デハナイトカト思フデアリマス、此點ハ如何デス

○鈴木政府委員 五十八條ノ二項ト云フノハ、行政官ノ力ヲ以テ裁判官ノ官職ヲ奪フト云フコトハサセナイ、乃チ刑法ノ宣告力或ハ懲戒處分ノ何レカニ由ラズンバ、其官ヲ奪ハヌト云フコトヲ保障シテ居ルノデアアル、斯ク致シテ以テ裁判官ヲ行政官ノ掣肘ヲ受ケシメナイ、斯ウ云フ事柄ニ外ナラヌト思フノデアリマス、是デ以テカラニ、法律ヲ以テ所謂老退スル者マデモ退ケルコトガ出來ナイト云フコトデハ、勿論憲法ニ於テ保障スルモノデハナカラウト思ヒマス、如何ニ憲法ガ裁判官ノ職ヲ重シ、終身官タラシムルトシテモ、到底身體精神ノ衰弱ニ向ッテ職ニ耐ヘナイト云フヤウナ者ヲ裁判官タラシメ、吾人ノ最モ大切ニスベキ生命、榮譽、自由、財産ノ保護ヲ司ルベキ職ニ當ラシムルト云フヤウナコトハ無イト思フ、如何ニ憲法ガ裁判官ノ地位ヲ保障スレバトテ、俗ニ所謂役ニ立タヌ者ヲシテ裁判ノ職ニ當ラシムルト云フコトハ、憲法ニ於テ想像スベキ事柄デハナカラウト思フ、是デ以テ構成法ノ七十四條ガ生レタモノト見ルノデアリマス、元來佛蘭西等ニ於テ議論ガアリマスガ、裁判官ヲシテ終身官タラシムル、即チ裁判官ハ終身官トシテ任命サレル、謂レナク罷免ハサセ

ナイ、其罷免ヲサセナイト云フ事柄ハ何デアアルカト云ヘバ、裁判官一個人ヲ保護スル爲メニ罷免スベカラズト云フ法規ヲ作ルノデハナイ、罷免スベカラズト云フ事柄ハ行政權等ノ干與干涉ニ依ッテ裁判ノ公正ヲ失フコトガアッテハナラヌカラ、裁判ノ公正ヲ得ルガ爲メニ裁判官タル者ハ無暗ニ罷免ヲシナイ、斯ウ云フ事デ終身官タラシムルト云フコトニナッテ居ルノデアアル、ソレデアリマスルカラシテ、其個人トシテ精神上ノ缺陷ヲ來シ、肉體上ノ缺陷ヲ來シタ者マデモ、之ヲ保護スルト云フコトハ、何レノ憲法ト雖モ、何レノ法律ト雖モ、認ムベキモノハナイト考ヘテ居ルノデアリマス、畢竟此精神ニ依ッテ構成法ノ七十四條モ生レタニ外ナラヌデアリマス

○横山金太郎君 サウスルト、只今ノ御答ノ要領ハ斯様ニ考ヘテ宜イノデスカ、憲法五十八條ノ二項ガ裁判官ノ地位ノ保障致シテ居ルノハ、裁判ノ公正ヲ期待スルガ爲メデアアル、斯様ニ考ヘテ宜シウゴザイマス

○鈴木政府委員 宜シウゴザイマス

○横山金太郎君 サウ致シマスレバ、斯ウ云フ場合ニ裁判ノ公正ヲ脅威シナイノデゴザイマスルカ、一例ヲ舉ゲテ御尋ラシタイノデアリマス、若シ茲ニ刑事上ノ一大事件ガアッテ、大審院ガ之ニ就テ構成法ノ五十條ノ二號ノ所定ノ特別裁判權ヲ行使セントシタ、政府官憲ガ其裁判ノ結果ヲ豫測致シマシテ、之ヲ變更スル目的ヲ以テ、議會ノ至大ノ勢力ヲ特ニ、其裁判前、立法ノ形式ヲ以テ判事定年法ヲ制定シ若クハ既ニ存スル所定年法ノ改正ニ依ッテ、定年ヲ若ク低下セシメテ、現在ノ大審院ノ構成ヲ變更シヤウトシタト、斯ウ假定ヲシマス、斯ノ如ク改造ヲセラレタル裁判宣言ニハ、一體抑、何ヲ期待スルノデゴザイマセウカ、其點ヲ……

ノ法ヲ設ケルト云フコトデアッタナラバ、ドウデアアルカ、私ハ左様ナ立法ヲ、如何ナル無謀ナル政府ト雖モ、爲スベキコトデナカラウ、政府ガ斯ノ如キ提案ヲシタナラバ、立法部ガ之ヲ容レルノ理ガナイト考ヘマス、其故ニ御承知ノ通り裁判所ノ組織ト云フモノハ、年ノ初メニ於テ——前年度ノ終リニ於テ、翌年度ノ構成ト云フモノガ定マルノデアアル、一度部ガ定マタル以上ハ、法律ニ定メタル理由ナキ限りハ、部員ノ變更ヲ許サヌ、サウスルト次第二ナッテ居ルモノヲ、只今仰セノ如ク、或ル裁判ヲ司法大臣ノ思フヤウニサセヤウト云フ目的ヲ以テ立法ヲシ、其立法ノ手段トシテ或ハ定年法ヲ設ケルトカ、或ハ他ノ法律ヲ以テ己レノ意ノ如ク裁判セシムル目的ノ爲メニ立法ヲスルコトハ、全然アリ得ベキコトデナイト、若シサウスルトコトデ出シテモ、立法部ハ容ル、理ハナイトデアリマス

○横山金太郎君 行政官ガ干涉シテ裁判官ヲ黜陟スル、其行政官モ人デ、只今申シマシタ立法事業ヲ企ツベキ行政官モ人デアリマスカラ、其間ニ區別ヲシテ見ルコトハ出來ヌコトデアリハセヌカ

○鈴木政府委員 行政官ガ干涉シテ司法權ノ獨立ヲ害スルト申シマシタノハ、司法大臣ガ其裁判官ヲ勝手次第ニ黜陟任免ノ權ヲ持ッコトヲ言ウタノデアリマス、決シテ法律ガ介在ヲシテ、法律ノ規定ニ依ッテ判事ノ位置ヲ變ヘテ、サウスルト一生涯在ルベキ所ノ者ヲ、或ル年齢ニ達スルナラバ其職ヲ退カシムル立法ヲ致シタ所ガ、之ヲ行政官ガ干與スルコトハ、論理ガ許サヌ、成程法律ヲ拵ヘル者ハ人間デアリマセウケレドモ、行政官即チ司法大臣ガ、貴様ハ氣ニ入ラヌカラ罷免コト云フコトデハ、裁判ノ公正ヲ害スル、斯ウ云フコトヲ申シタノデアリマス

○横山金太郎君 只今仰シタル久ヲ任免黜陟スルニ當ッテ、私ノ心ヲ挾ンデ何事カラスルト云フコトト、私ノ心ヲ挾ンデ立法事業ヲ企ツルト云フ間ニハ、何等ノ相違ハナイト私ハ信ズルノデアリマス、唯ダ任免黜陟ノ際ニハ、自分ノ專斷ニ依ッテ事ガ處セラレルガ、立法事業ト云フトキニハ議會ガ介在ヲ致シテ居ル、議會ガ眞逆左様ナ狀態ノ下ニ其介在トナッテ不當

○鈴木政府委員 御引キニナリマシタル例ソレ自身ニ於キマシテ、私ハ當ヲ得ナイコト、思フ、苟モ或事件ノ裁判ヲ、斯ウシヤウアウシヤウト云フコトノ考ヲ以テ、司法大臣ガ裁判ノ構成ヲ變ヘル、其構成ヲ變ヘル目的ノ爲メニ、大審院ノ判事ガ、六十ノヤツガ揃ッテ居ルカラ、五十五ニ直ス、五十二ニ直スト云フ制限

ノ法ヲ設ケルト云フコトデアッタナラバ、ドウデアアルカ、私ハ左様ナ立法ヲ、如何ナル無謀ナル政府ト雖モ、爲スベキコトデナカラウ、政府ガ斯ノ如キ提案ヲシタナラバ、立法部ガ之ヲ容レルノ理ガナイト考ヘマス、其故ニ御承知ノ通り裁判所ノ組織ト云フモノハ、年ノ初メニ於テ——前年度ノ終リニ於テ、翌年度ノ構成ト云フモノガ定マルノデアアル、一度部ガ定マタル以上ハ、法律ニ定メタル理由ナキ限りハ、部員ノ變更ヲ許サヌ、サウスルト次第二ナッテ居ルモノヲ、只今仰セノ如ク、或ル裁判ヲ司法大臣ノ思フヤウニサセヤウト云フ目的ヲ以テ立法ヲシ、其立法ノ手段トシテ或ハ定年法ヲ設ケルトカ、或ハ他ノ法律ヲ以テ己レノ意ノ如ク裁判セシムル目的ノ爲メニ立法ヲスルコトハ、全然アリ得ベキコトデナイト、若シサウスルトコトデ出シテモ、立法部ハ容ル、理ハナイトデアリマス

○横山金太郎君 行政官ガ干涉シテ裁判官ヲ黜陟スル、其行政官モ人デ、只今申シマシタ立法事業ヲ企ツベキ行政官モ人デアリマスカラ、其間ニ區別ヲシテ見ルコトハ出來ヌコトデアリハセヌカ

○鈴木政府委員 行政官ガ干涉シテ司法權ノ獨立ヲ害スルト申シマシタノハ、司法大臣ガ其裁判官ヲ勝手次第ニ黜陟任免ノ權ヲ持ッコトヲ言ウタノデアリマス、決シテ法律ガ介在ヲシテ、法律ノ規定ニ依ッテ判事ノ位置ヲ變ヘテ、サウスルト一生涯在ルベキ所ノ者ヲ、或ル年齢ニ達スルナラバ其職ヲ退カシムル立法ヲ致シタ所ガ、之ヲ行政官ガ干與スルコトハ、論理ガ許サヌ、成程法律ヲ拵ヘル者ハ人間デアリマセウケレドモ、行政官即チ司法大臣ガ、貴様ハ氣ニ入ラヌカラ罷免コト云フコトデハ、裁判ノ公正ヲ害スル、斯ウ云フコトヲ申シタノデアリマス